資料２－３

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

次期基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワーク・成年後見制度の運用改善等について

令和３年１０月２５日

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

- 次期基本計画に関する団体ヒアリング

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

次期基本計画に関する団体ヒアリング

次期基本計画に関して、以下の団体にヒアリングを行った。

＜ヒアリング実施日＞ 令和３年10月4日（月）

＜参加団体・省庁等＞

【当事者等団体】一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ（JDWG）、公益社団法人全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）、全国「精神病」者集団、特定非営利活動法人日本障害者協議会（JD）

【参加省庁等】 厚生労働省、法務省、最高裁判所

＜意見等の概要＞ ※意見の詳細は参考資料６参照

（一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ）

- 成年後見制度の理念が浸透し、守り続けられるようにしてほしい。
- 本人が制度利用のメリット・デメリットを知り、自分なりに考えられるように分かりやすい情報提供をすべき。
- 研修や人材育成、自治体による計画づくりや評価は、当事者の声も取り入れながら実施してほしい。

（公益社団法人全国精神保健福祉会連合会）

- 後見制度の利用は、本人の自己決定を封じ込めてしまう可能性があるため、財産が複雑である等特殊な場合に限られるべき。
- 制度の利用開始は、診断書のみならず、身上保護やチーム支援の観点からも考えるべき。
- 報酬は、後見人等が家庭裁判所に提出する報告書が根拠であるが、どう作成され、どのような手続きを経るのか明らかにするとともに、その在り方を裁判所のみならず福祉分野の視点からも検討してほしい。
- 各地で書記官は、多くの事案を目にしているがリアリティを得るため、私たちの生の声を聞いてほしい。裁判所や法務関係の人を網羅した交流の場を位置付けてほしい。

（全国「精神病」者集団）

- 次期計画には、「障害者の権利に関する条約第三十六条及び第三十九条に基づき障害者の権利に関する委員会からの提案及び一般的な性格を有する勧告が行われたときには、障害者を代表する団体の参画の下で、当該提案及び勧告に基づく現状の問題点の把握を行い、関連法制度の見直しを始めとする必要な措置を講ずること」を明記するべき。
- 次期計画には、成年後見制度ではない意思決定支援の利用促進や中核機関によるスクリーニング・クリアリングの検討を書き込むべき。

（特定非営利活動法人日本障害者協議会）

- 制度の利用開始については、状況を総合的に考慮し、市民の権利を剥奪しうる可能性も認識した上で支援してほしい。
- 法定後見制度に依存するのではなく、社会福祉を十分に展開し、本人の意思や希望に基づいた生活を実現させてほしい。
- 制度取り組みの成果は、制度を利用した本人が「利用してよかった」という声でわかる。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

2

- **法定後見制度の利用促進に関する権利擁護支援の地域連携ネットワークについて（案）**

  - **中間とりまとめで今後の検討とされた内容**
  - **現行基本計画における４機能について**
  - **次期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組（案）**

    参考：現行基本計画の４機能と、次期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組の関係性の整理

    参考：権利擁護支援を図る３つの場面
  - **次期基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワークの全体イメージ図**

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

中間とりまとめで今後の検討とされた内容

４　地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化

（１）中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化

④　地域連携ネットワークの更なる機能強化の検討

地域連携ネットワークが担う機能のあり方やその強化は、家庭裁判所における後見人等への監督及び地域連携ネットワークにおける後見人等への支援のあり方についての整理や、福祉・行政と司法との連携のあり方も踏まえて検討する必要があることから、本会議において引き続き検討する。

併せて、後見人等に対する苦情への対応等を含めた後見事務に関する調整・助言・指導等や意思決定支援のあり方、これに関する裁判所、中核機関、専門職団体、都道府県その他関係者・団体のそれぞれの性質・役割に応じた連携方法・役割分担のあり方も検討する。なお、中核機関については、未整備地域があることや地域の実情に応じて担っている役割が異なることについても考慮する必要がある。

（４）家庭裁判所の役割と連携に向けた取組

各家庭裁判所には、地域連携ネットワークの整備・機能強化や成年後見制度の運用改善等に向けて、その支部や出張所を含め、地方公共団体、中核機関、専門職団体、協議会等と積極的に連携し、取組情報の交換や意見交換を図ることが期待される。

国は、家庭裁判所と各関係機関との連携に関する好事例の全国展開を図る。

家庭裁判所に期待されている役割や関係者との連携に関して、「積極的に対応すること」や「体制を強化すること」を求める意見、「家庭裁判所との連携に向けた地方公共団体側の課題認識を家庭裁判所に対して的確に伝えること」を求める意見、「後見人等の選任や報酬付与等の判断は、個々の事案における裁判官の独立の判断ではあるものの、裁判官同士が問題意識を共有して意見交換しその成果を集約して成年後見制度の利用者等と共有することはできるのであり、そのような営みを通じて相互理解とコミュニケーションを進めることが重要である」との意見等があった。家庭裁判所に期待されている役割や関係者との連携の具体的なあり方は、こうした意見のほか、家庭裁判所における後見人等への監督及び地域連携ネットワークにおける後見人等への支援のあり方についての整理や、福祉・行政と司法との連携のあり方も踏まえて、本会議において引き続き検討する。

現行基本計画における４機能について（個別支援と地域の体制づくり）

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能については、以下の意見を踏まえ、「個別支援」と「地域の体制づくり」による視点から、４機能の整理を行った。

＜専門家会議委員意見より＞

○ 利用促進機能の３つの異なる機能を含め、全体が４つの機能で整理されているのはわかりにくい。これを見直して、担い手の育成・活動支援等の地域全体のしくみづくりの機能がある、ということを明確にし、行政の役割が強調されるべき。

○ 現在の利用促進機能の内容には、異質な要素が混在していて、具体的なイメージが市町村に伝わりにくい。中でも、受任者調整機能は今後さらに重要になる、これを独立した機能として明示するのがよい。

＜現行基本計画において地域連携ネットワークが担うとされている機能を整理した表＞

	個別支援	地域の体制づくり
①広報機能	• 利用する本人への啓発	• 地域住民、関係者への理解促進、認識共有
②相談機能	• 相談対応 • 制度等の利用が必要かどうかのニーズの精査 • 必要な見守り体制へのつなぎ	• 相談に対応する体制の構築
③成年後見制度利用促進機能	• 受任者調整	• 適切な後見人を推薦する体制づくり • 担い手の育成・活動の促進 • 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
④後見人支援機能	• 親族後見人等からの相談対応 • 必要な事案に対するモニタリング・バックアップ	―

次期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組（案）①

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」は、以下の意見を踏まえ、権利擁護支援を図る３つの場面において、本人中心の「支援」の担い手である福祉・行政と司法※1など多様な主体と、「制度の運用・監督」の担い手である家庭裁判所が連携し、全国どの地域においても、尊厳をもった本人らしい生活を継続していけるようにするための権利擁護支援を行うしくみである、と整理した。

＜専門家会議委員意見より＞

- ○ 受任者調整における福祉・行政の役割は、本人の意思を尊重した上での課題解決・チーム構成を検討すること。受任者調整の機能は、家裁と福祉・行政が連携して実施するものとして地域連携ネットワークの機能に位置づけて欲しい。
- ○ 後見人支援について、福祉・行政は本人を主体とした立場であって、後見人を指導・監督する立場にない。
- ○ 福祉面・意思決定面においても裁判所にできることがある。後見監督の一環として相談・支援の役割を果たすことも重要。
- ○ 家裁のアウトリーチとアセスメントの機能強化が必要。
- ○ 裁判所は、個別事案の「支援」は難しいが、総合支援型監督人の運用や受任者調整のイメージ共有等を通じて連携することが可能。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政と司法など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能 ※本欄は、最高裁判所で記載
権利擁護支援を図る3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	**①権利擁護の相談支援** • 本人・親族、支援関係者からの相談対応、制度の説明 • 制度等の利用が必要かどうかのニーズの精査 • 必要な見守り体制や他の支援へのつなぎ	**①制度利用の案内** • 裁判所の手続を利用するのに必要な情報提供・手続案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブック、DVD等各種ツールの充実による手続理解の促進） • 自治体への講師派遣（広報に必要な知識面の提供） • 自治体への統計データ提供
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	**②権利擁護支援チームの形成支援** • 支援方針（課題の明確化、必要な支援の内容）の検討 • 適切な申立の調整（市町村長申立の適切な実施を含む） • 後見人等がチームに参画するための支援（適切な候補者の検討、マッチング、将来的な交代も含めた初期方針の検討）	**②適切な選任形態の判断** • 判断に必要な資料の充実（本人情報シートの作成・運用） • 適切な診断書の作成に向けた取組（本人情報シートの活用・診断書の見直し） • 後見人の柔軟な交代の運用（就任時における交代のイメージ共有等） • 選任に適した事案のイメージや考慮要素の自治体との共有 • 総合支援型監督人の取組
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	**③権利擁護支援チームの自立支援** • チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（役割分担、支援内容の調整）、チームの自立に必要なモニタリング・バックアップ） **＜チームによる支援の開始後、必要に応じて＞** • 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 • チームの支援方針の再調整（後見人等の交代の検討、チームへの支援の終結に向けた確認など）	**③適正な後見事務の確保** • 後見業務の監督（定期的・適時の報告審査，必要に応じた指導） • 後見人からの相談等への対応（手続案内や適正な後見業務の遂行を確保するのに必要な対応として） • 後見人の解任・選任形態の見直し

※1　ここでの「司法」には、家庭裁判所は含まず、専門職等の司法関係者や法律関係機関を意味する。　※2　次期基本計画で、新たに位置付ける支援については、下線で記載。

次期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組（案）②

福祉・行政と司法など多様な主体の連携による「支援」と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を果たすためには、地域・福祉・行政・司法・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が自発的に協力し、以下の３つ（Ⅰ～Ⅲ）に取り組むことが必要である。（なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

Ⅰ：異なる立場の関係者が認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」
Ⅱ：様々な立場の関係者が活動に参加し各々ができる役割を果たすための「多様な主体の参画・活躍」
Ⅲ：多くの関係者が継続して有機的に活動するための「機能強化のためのしくみづくり」

		「支援」機能	「制度の運用・監督」機能		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組（例）		
					Ⅰ 共通理解の促進	Ⅱ 多様な主体の参画・活躍	Ⅲ 機能強化のためのしくみづくり
権利擁護支援を図る3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	①権利擁護の相談支援	①制度利用の案内	←	• 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） • 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（広報を含む）	• 中核機関につなぐ各相談支援機関との連携強化 • 相談・支援につなぐネットワーク関係者（当事者等団体、地域住民、民間事業者、専門職団体等）の連携強化	• 各相談支援機関等の連携のしくみづくり • 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり • 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	②権利擁護支援チームの形成支援	②適切な選任形態の判断	←	• 家庭裁判所が後見人等を選任する際の考慮要素・本人にふさわしい受任イメージの共有と浸透	• 都道府県と市町村（・家庭裁判所の講師派遣）による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 • 専門職団体による専門職後見人の育成	• 都道府県と市町村による市町村長申立・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築 • 候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	③権利擁護支援チームの自立支援	③適正な後見事務の確保	←	• 意思決定支援についての理解の浸透 • 後見人等の役割についての理解の浸透	• 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 • 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化	• 後見人等単独では解決できない共通課題への支援策の構築（交代のしくみを含む） • 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

※次期基本計画で、新たに位置付ける取組については、下線で記載。

参考：現行基本計画における４機能と、次期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組の関係性の整理

現行基本計画の４機能	次期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組としての整理
①広報機能	○ 「①権利擁護の相談支援」機能を果たすために地域連携ネットワークが行う「Ⅰ 共通理解の促進」の取組として整理する。
②相談機能	○ 現行基本計画の「本人への具体的な支援に関する部分」は、「①権利擁護の相談支援」機能と整理する。 ○ その上で、現行基本計画の「相談に対応する体制の構築に関する部分」は、地域連携ネットワークが同機能を強化するために行う「Ⅰ 共通理解の促進」、「Ⅱ 多様な主体の参画・活躍」、「Ⅲ 機能強化のためのしくみづくり」のそれぞれの取組として整理する。
③成年後見制度利用促進機能 (a)受任者調整（マッチング）等の支援	○ 現行基本計画の「受任者調整（マッチング）等」は、後見人等を推薦するという要素と推薦に至るまでのプロセスの要素が含まれるため、「②権利擁護支援チームの形成支援」機能と、地域連携ネットワークが同機能を強化するために行う「Ⅰ 共通理解の促進」と「Ⅲ 機能強化のためのしくみづくり」の取組に分けて整理する。 ○ 現行基本計画の「親族後見人候補者の支援」と「市民後見人候補者等の支援」で示されている各候補者が受任するまでに行われる調整段階の支援は、「②権利擁護支援チームの形成支援」機能に含むものとして整理する。 ○ 現行基本計画の「家庭裁判所との連携」について、中核機関と家庭裁判所が緊密な連携を図っていくことは今後も変わらないが、専門家会議での議論を踏まえ、さらに、家庭裁判所による「制度の運用・監督」を地域連携ネットワーク機能として明示する。
③成年後見制度利用促進機能 (b)担い手の育成・活動の促進	○ 現行基本計画の成年後見制度利用促進機能における要素の１つであった「担い手の育成・活動の促進」は、専門家会議での議論を踏まえ、その必要性・重要性から、地域連携ネットワークが各機能を強化するために行う「Ⅱ 多様な主体の参画・活躍」に関わる取組として、独立させて整理する。 ○ なお、現行基本計画の「市民後見人の研修・育成・活用」と「法人後見の担い手の育成・活動支援」で示されている担い手を拡充するための育成・研修や、後見人としての活動を支援する取組は、「②権利擁護支援チームの形成支援」機能と「③権利擁護支援チームの自立支援」機能に関して、地域連携ネットワークがこれらの機能を強化するために行う「Ⅱ 多様な主体の参画・活躍」の取組として整理する。

参考：現行基本計画における４機能と、次期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組の関係性の整理

現行基本計画の４機能	次期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組としての整理
③成年後見制度利用促進機能 (c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行	○ 現行基本計画の「日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行」で行われる、関連制度の利用者のうち成年後見制度の利用が必要な方への移行に向けた支援は、「①権利擁護の相談支援」機能に含むものとして整理する。 ○ スムーズな移行を果たすための体制づくりや、成年後見制度以外の手段も含めた総合的な権利擁護支援の実施を図るために必要な事業や制度の充実・構築等に関しては、地域連携ネットワークが同機能を強化するために行う「Ⅰ 共通理解の促進」、「Ⅱ 多様な主体の参画・活躍」、「Ⅲ 機能強化のためのしくみづくり」のそれぞれの取組として整理する。
④後見人支援機能	○ 現行基本計画の「後見人等への具体的な支援に関する部分」は、チームによる支援の開始後に必要に応じて実施されるため、「③権利擁護支援チームの自立支援」機能の一部と整理する。 ○ 後見監督は、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能として整理する。 ○ 「③権利擁護支援チームの自立支援」機能を強化するために、地域連携ネットワークが行う「Ⅰ 共通理解の促進」と「Ⅲ 機能強化のためのしくみづくり」にも、現行基本計画における後見人支援機能の要素が含まれると整理する。

参考：現行基本計画における４機能と、次期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組の関係性の整理

参考として、現行基本計画の４機能を、次期基本計画で位置付ける地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組を整理した表にプロットした。

		「支援」機能	「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能を強化するための取組（例）		
			Ⅰ 共通理解の促進	Ⅱ 多様な主体の参画・活躍 **成年後見制度利用促進機能（担い手の育成・活動の促進）**	Ⅲ 機能強化のためのしくみづくり
権利擁護支援を図る3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	**①権利擁護の相談支援** **相談機能** **成年後見制度利用促進機能（関連制度からのスムーズな移行）**	• 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） • 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（広報を含む） **広報機能**	• 中核機関につなぐ各相談支援機関との連携強化 • 相談・支援につなぐネットワーク関係者（当事者等団体、地域住民、民間事業者、専門職団体等）の連携強化 **相談機能** **成年後見制度利用促進機能（関連制度からのスムーズな移行）**	• 各相談支援機関等の連携のしくみづくり • 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり • 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	**②権利擁護支援チームの形成支援** **成年後見制度利用促進機能（受任者調整）**	• 家庭裁判所が後見人等を選任する際の考慮要素・本人にふさわしい受任イメージの共有と浸透 **成年後見制度利用促進機能（受任者調整）**	• 都道府県と市町村（・家庭裁判所の講師派遣）による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 • 専門職団体による専門職後見人の育成 **成年後見制度利用促進機能（担い手の育成・活動の促進）**	• 都道府県と市町村による市町村長申立・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築 • 候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり **成年後見制度利用促進機能（受任者調整）**
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	**③権利擁護支援チームの自立支援** **後見人支援機能**	• 意思決定支援についての理解の浸透 • 後見人等の役割についての理解の浸透 **後見人支援機能**	• 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 • 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化 **成年後見制度利用促進機能（担い手の育成・活動の促進）**	• 後見人等単独では解決できない共通課題への支援策の構築（交代のしくみを含む） • 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築 **後見人支援機能**

参考：＜場面１＞権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）

権利擁護支援を図る３つの場面のうち、＜場面１＞「権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）」について、本人、家族等、ネットワークの関係者の関係を示すとともに、福祉・行政と司法など多様な主体の連携による「支援」機能、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能を示した。

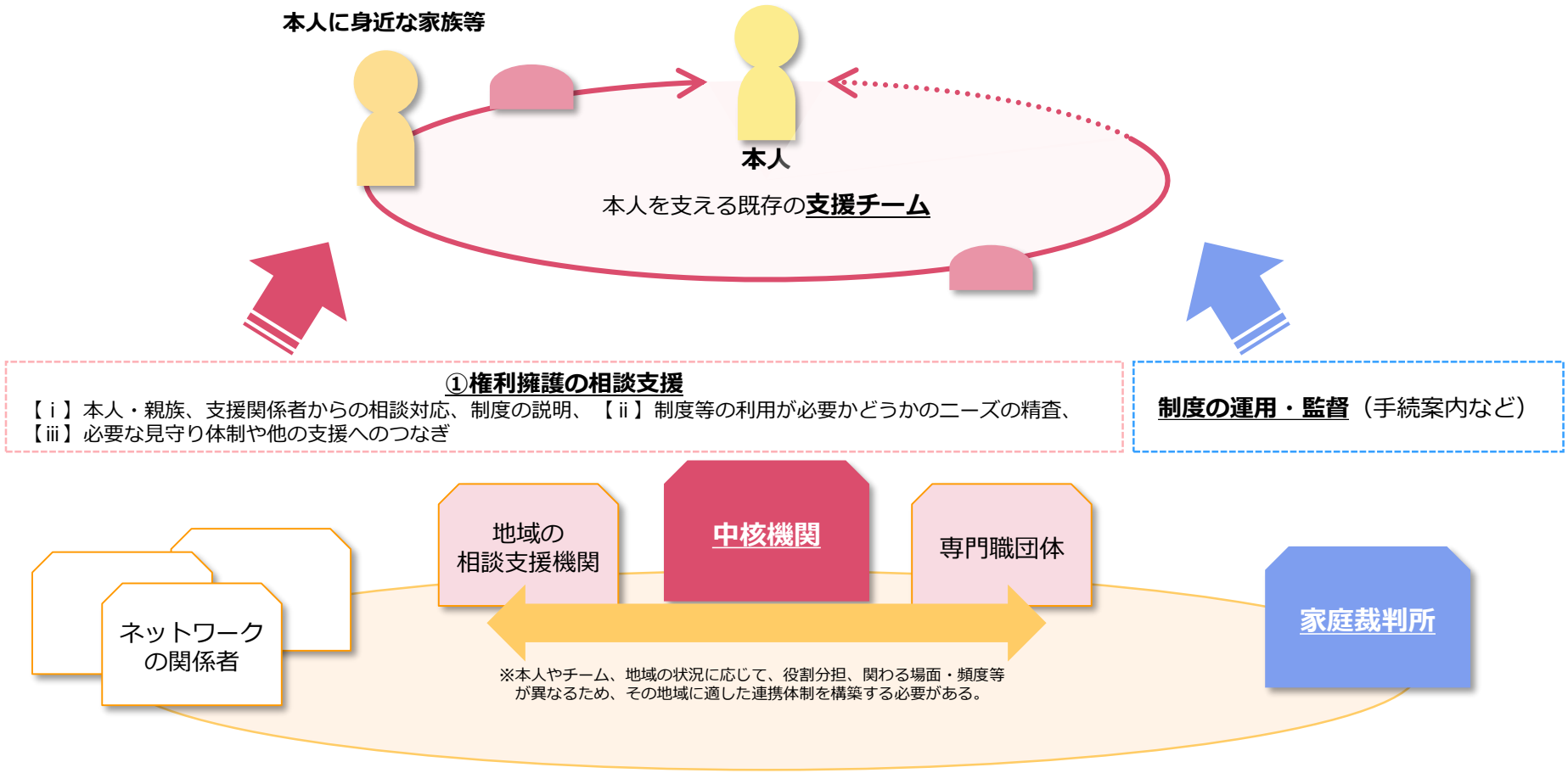

権利擁護支援の地域連携ネットワーク

参考：＜場面２＞成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）

権利擁護支援を図る３つの場面のうち、＜場面２＞「成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）」について、本人、家族等、ネットワークの関係者の関係を示すとともに、福祉・行政と司法など多様な主体の連携による「支援」機能、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能を示した。

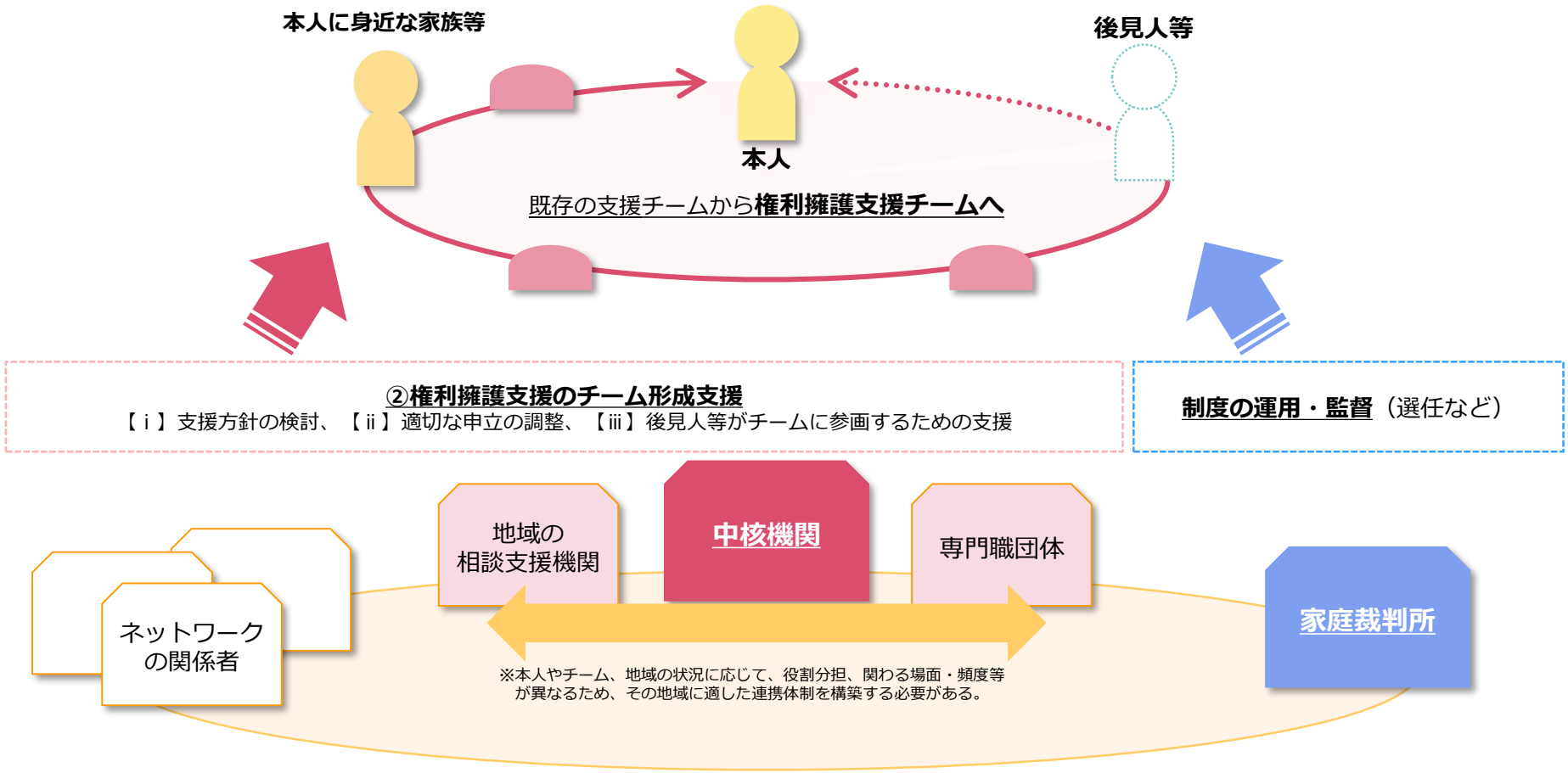

権利擁護支援の地域連携ネットワーク

参考：＜場面３＞成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）

権利擁護支援を図る３つの場面のうち、＜場面３＞「成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）」について、本人、家族等、ネットワークの関係者の関係を示すとともに、福祉・行政と司法など多様な主体の連携による「支援」機能、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能を示した。

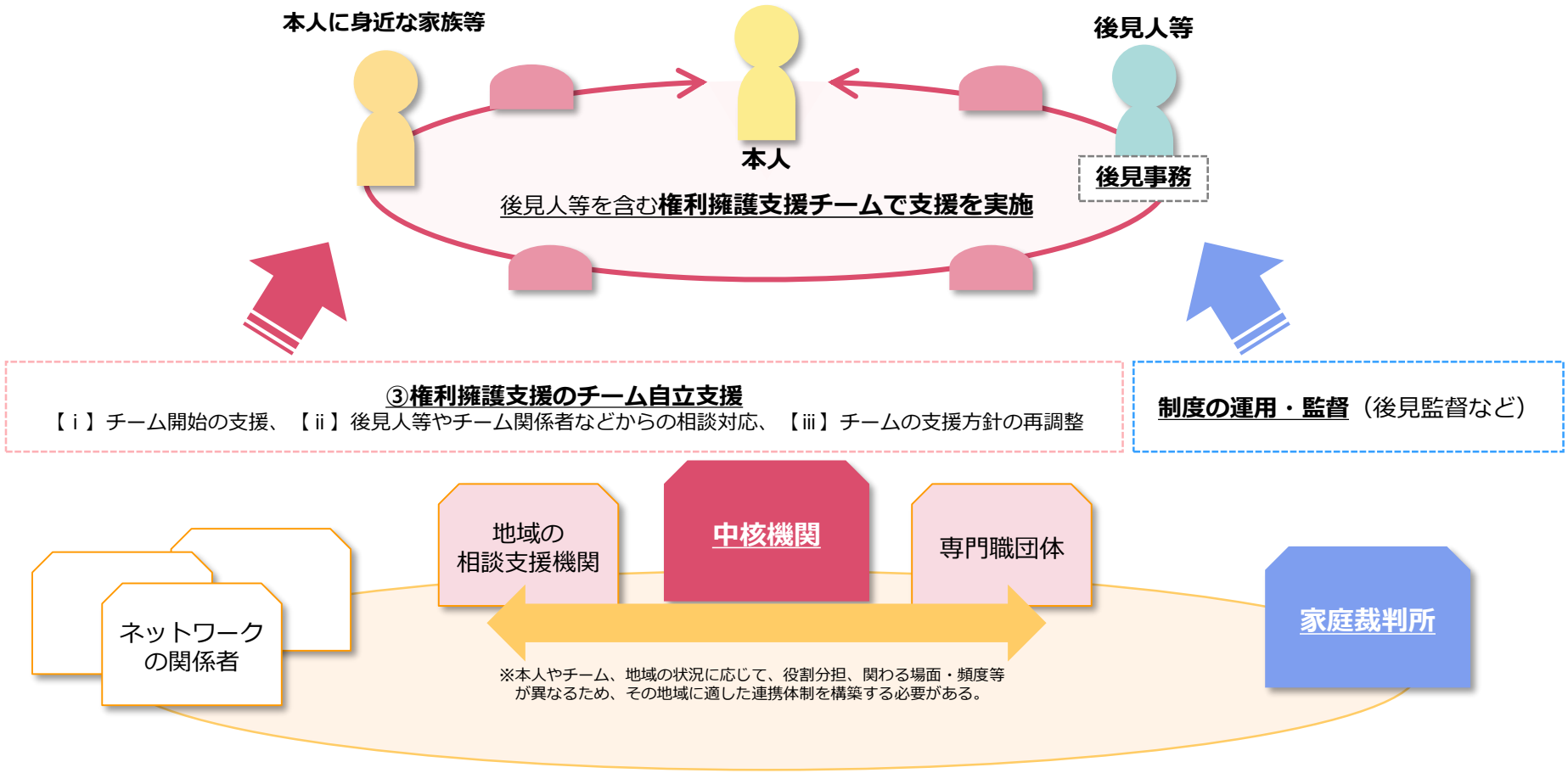

権利擁護支援の地域連携ネットワーク

次期基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワークの全体イメージ図

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」とは、権利擁護支援を図る３つの場面において、本人中心の「支援」の担い手である福祉・行政と司法などの多様な主体と、「制度の運用・監督」の担い手である家庭裁判所が連携し、全国どの地域においても、尊厳をもった本人らしい生活を継続していけるようにするための権利擁護支援を行うしくみである。

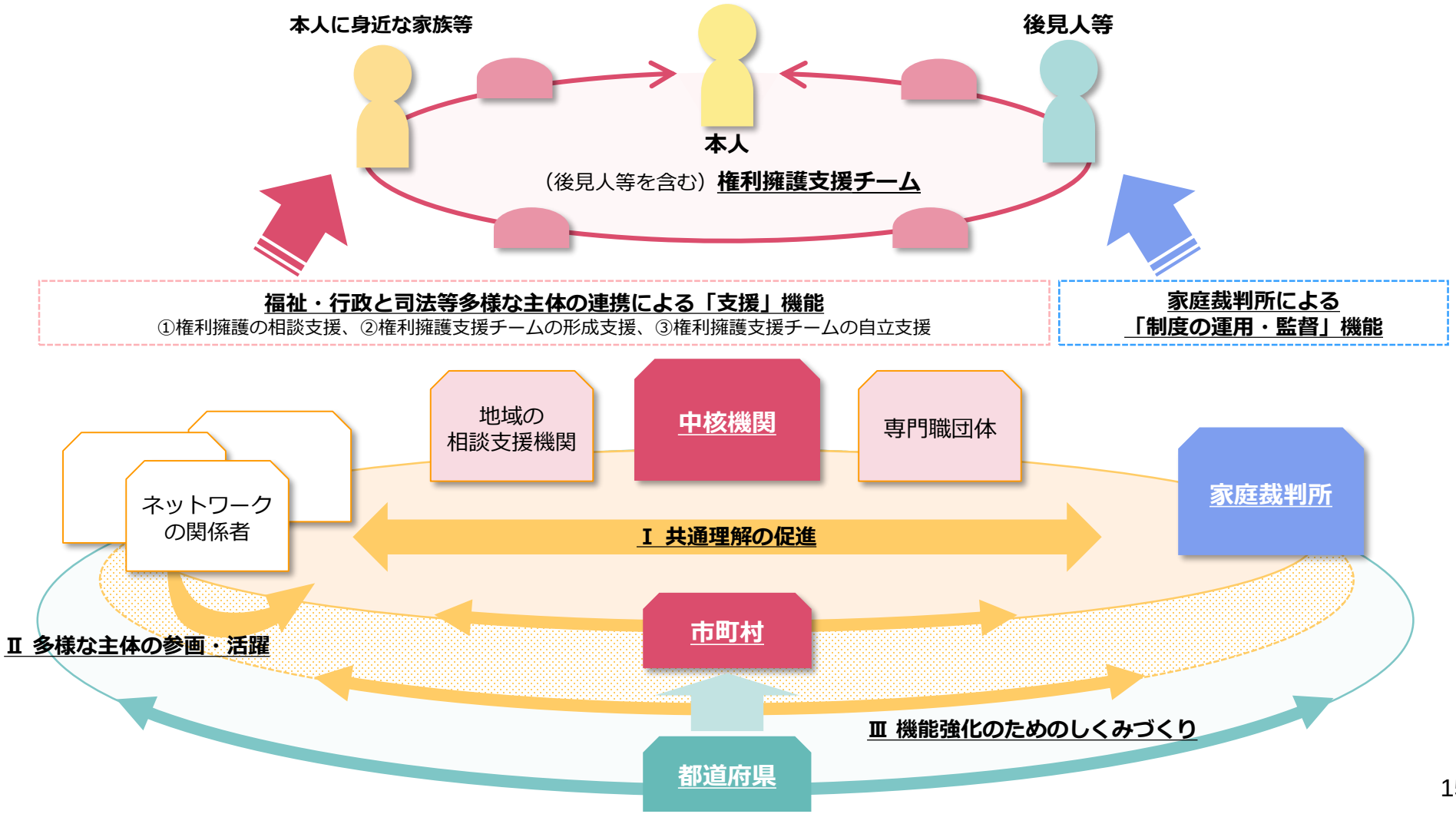

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

3

- **任意後見制度の利用促進について**

  - **任意後見制度の利用促進に関する主な専門家会議委員意見について**

    参考：任意後見制度の利用促進に関する機能について

    ※9/22（水）第3回運用改善等ワーキング・グループより追加

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

任意後見制度の利用促進に関する主な専門家会議委員意見について

＜任意後見制度、そのしくみについて＞

○ 任意後見制度が活用されていない点については、アンケート調査等で実態を把握する、制度のメリットを改めて周知する等できるのではないか。
○ 規定上、全部又は一部の委託となっており、法定後見についてスポット的な発想があるなら、任意後見にも同様の発想は必要。
○ 任意後見監督人の選任の申立をする際、法定後見とほぼ同様の書類が必要とされているが、過度な負担となっていないか、本当に必要か、手続きを簡素化できないか検討するべき。裁判所での検討を期待したい。
○ 任意後見監督人の選任を促す機関の設置や制度の創設に向けて、具体的な検討を始めてほしい。
○ 任意後見監督人の発効に係るチェックをシステム化することが必要。その一手段として、最も情報を持っている公証人役場又は登記先の法務局において、定期的に状況を確認することが考えられる。その場合は法改正が必要か。
○ 任意後見制度は任意代理の委任契約に必要最小限の公的介入として、監督人を家裁が選任することが本来の趣旨。任意後見制度創設の趣旨を考慮しながら、任意後見を推進するための機能や不正防止の取組を整理するとともに、現状の課題や整備をすることが必要。

＜任意後見制度の利用促進に関する地域連携ネットワークや各主体の役割について＞

○ 任意後見制度における市町村の役割は周知広報が中心。任意後見制度は個人の意思に基づいて行われている契約なので、市町村が責任を持つというのは現実的ではない。認知症ケアパスの活用など、市町村は可能な範囲で支援を行うべきである。
○ 任意後見の発効について。市町村、中核機関の役割は、任意後見監督人の選任の請求を親族や任意後見の受任者に促すことではなく、任意後見制度の利用方法等について広報・啓発・助言をすることにある。
○ 任意後見でつながった方がいても、介護サービス等利用経験がない方については情報が少なくモニタリングができない。中核機関としては広報に力を入れていきたい。
○ 私的契約である任意後見契約を中核機関が網羅的に把握するのは困難。
○ 法定後見に比べると任意後見は当事者間の契約に基づくものなので、専門職の組織・団体としては監督人選任の申立を促しにくい部分がある。
○ 専門職団体としては、監督の立場からではなく、本人や関係者と協力しながら取り組むものと考えている。
○ 任意後見の受任者である２割の専門職は、自らが徹底して監督人選任申立について取り組んでほしい。
○ 地域では、任意後見の活用を検討している当事者に対して、①専門職団体を含め様々な相談窓口があること、②納得がいくまで説明を求めることができることを伝えられるようにする。また、①地域の相談窓口の情報を地域連携ネットワークの構成員で共有できるようにすること、②任意後見は、選任申立をしてはじめて発効することを地域の関係者が共有して、任意後見契約を結んでいる者を知った場合であって、本人の判断能力が不十分になったときに監督人選任申立を促せるようにすることが重要。
○ 最初から任意後見制度を利用するのはハードルが高いので、地域の中にある意思決定支援に関するサービス（例えば、見守り支援、日常的な支援、日常生活自立支援事業等）からつなげていくことが大事。
○ 金融機関において、任意後見発効の状況を定期的に確認することも考えられる。これによって、悪意ではないが監督人を選任していないケースを拾える可能性がある。

＜任意後見人の担い手について＞

○ 任意後見に興味があるが、誰にお願いするか、費用の問題で躊躇ケースが多いので、地域の中でどのように受け皿を作るかの検討が必要。

任意後見制度の利用促進に関する機能について

9/22（水）第3回運用改善等ワーキング・グループで追加

現行計画における任意後見制度の利用促進に関する機能の整理を行った上で、次期基本計画の中間とりまとめで記載された内容を追加した。

今後は、福祉・行政と司法との連携のあり方や、任意後見制度の趣旨も踏まえて、任意後見の利用促進に関するネットワークの機能について検討する必要がある。

	任意後見制度の利用促進に関する地域連携ネットワークの機能	
	個別支援	地域の体制づくり
①広報機能	• 利用する本人への啓発 （任意後見も含めた制度の早期利用も念頭に置いた活動となるよう留意。任意後見契約のメリット等の周知。）	• 地域住民、関係者への理解促進、認識共有 （任意後見も含めた制度の早期利用も念頭に置いた活動となるよう留意。任意後見契約のメリット等の周知。） • 公証役場や法務局等との関係機関との連携
②相談機能	• 契約締結時に任意後見監督人の選任申立の必要性を説明	• 相談に対応する体制の構築 （早期の段階から、任意後見も含めた制度の利用について身近な地域で相談ができる窓口等の体制の整備。）
③成年後見制度利用促進機能	• 契約締結時において任意後見監督人の選任申立の必要性を説明することによる適切な利用促進 • 国は制度趣旨に沿った適切な運用確保の方策を検討	• 適切な担い手の育成 • 国は制度趣旨に沿った適切な運用確保の方策を検討
④後見人支援機能	• チームにおける支援で不適切なケースを発見した場合の、速やかな本人の権利擁護	―

※現行基本計画において地域連携ネットワークが担うとされている機能を整理した表に、中間とりまとめの記載内容を追記（赤字下線部）。

4

- **成年後見制度の運用改善等について**
  - **運用改善に関する主な委員意見（概要）と関連規定に基づく対応の可否**

    参考：成年後見制度に関する民法等の規定（抜粋）

運用改善に関する主な委員意見（概要）と関連規定に基づく対応の可否

1　本人のニーズに応じた選任・柔軟な交代に関する意見

※関連規定の列挙及び関連規定に基づく対応の可否は、法務省で記載

運用改善に関する主な委員意見（概要）	民法及び家事事件手続法に基づく対応の可否	関連規定
○ 支援すべきニーズ及び適切な担い手の選任に関するアセスメントやマッチングの目安・視点を、具体的事案を通じて家裁・中核機関・後見人等の供給団体等で共有	○ 民法及び家事事件手続法において、家裁・中核機関・後見人等の供給団体等での情報共有を否定する規定は見当たらない（ただし、個人情報保護等の観点から、他の法令による制約があり得る。）。	民法第843条第4項 家事事件手続法第120条第1項第1号、同条第2項第1号、第130条第1項第1号、同条第2項第1号、第139条第1項第1号、同条第2項第1号
○ 申立て時に本人の課題解消後の後見人等の交代を関係者間で予め想定しておく運用 ○ 裁判所において、ミスマッチ事案（解任事由がない場合を含む。）で本人のニーズと後見人等の適格性を評価し、後見人等の交代を実現できる運用（苦情等への適切な対応）	○ 民法上、後見人等の辞任・選任によって後見人等を交代させることが可能（ただし、後見人等に欠格事由や解任事由がなく、辞任にも応じない場合において、強制的に後見人等を交代させることはできない。）。	民法第843条、第844条、第846条、第847条、第863条 家事事件手続法第123条
○ 上記の運用に当たり、必要に応じ、家事事件手続規則に基づく指示を行うこと（例：後見人が身上保護に関する事務や意思決定支援を行うに当たり、本人の意向を尊重する旨の指示や、本人を取り巻く関係者によるケース会議等に出席する旨の指示を行うこと）	○ 家庭裁判所は、後見人の適正な事務を確保するために、合理的な裁量の範囲内で、個々の事案における個別具体的な事情を踏まえ、後見人に対して、本人の療養看護及び財産の管理その他成年後見の事務に関し相当と認める事項を指示することができると解されており、民法及び家事事件手続法において、家庭裁判所において、本人の意向を尊重すべき旨の指示や、関係者によるケース会議等に出席する旨の指示を行うことを否定する規定は見当たらない（ただし、指示に従わないことが解任事由になるか否かは別途の裁判事項であり、前記のとおり、後見人等に欠格事由や解任事由がなく、辞任にも応じない場合において、強制的に後見人等を交代させることはできない。）。	民法第863条2項 家事事件手続規則第81条1項
○ 申立前に本人と後見人候補者の予定者が面談し相性を確かめる運用	○ 民法及び家事事件手続法において、後見等開始の申立前に本人と後見人候補者が面談を行うことを否定する規定は見当たらない。	家事事件手続法第120条第1項第1号、同条第2項第1号、第130条第1項第1号、同条第2項第1号、第139条第1項第1号、同条第2項第1号
○ 成年後見制度を体験的に利用できる運用	○ 民法上、後見等開始の申立てがされ、審理の上、開始の審判がされない限り、成年後見制度を利用することはできない。他方、開始後は、精神上の障害による判断能力が不十分である状態が継続している限り、後見等開始の審判を取り消すことはできないため、成年後見制度を体験的に利用することはできない。	民法第10条、第14条第1項、第18条第1項

運用改善に関する主な委員意見（概要）と関連規定に基づく対応の可否

2　必要性・補充性の観点に関する意見

※関連規定の列挙及び関連規定に基づく対応の可否は、法務省で記載

運用改善に関する主な委員意見（概要）	民法及び家事事件手続法に基づく対応の可否	関連規定
○ 申立前のチームによる支援において、成年後見制度利用のニーズ（必要性）と成年後見制度以外の制度での支援の可能性（補充性）に関するアセスメントを実践	○ 民法及び家事事件手続法において、左記のようなアセスメントや移行の必要性等の検討をすること自体を否定する規定は見当たらない。	民法第7条、第11条、第15条第1項 家事事件手続法第119条
○ 日常生活自立支援事業に係るサービスを提供している市町村社会福祉協議会や同事業の委託元である都道府県社会福祉協議会等において、同事業から成年後見制度への移行について、判断能力の減退だけでなく、移行の必要性・補充性を検討		
○ 裁判所において、保佐の代理権付与の必要性を厳格に審査	○ 民法においては、家庭裁判所が、保佐の代理権付与や補助の開始、代理権・同意権付与の審判をするに当たり、その必要性についても審査をするものと解釈されている。	民法第13条第2項、第17条第1項、第876条の4第1項、第876条の9第1項
○ 裁判所において、補助の開始、代理権・同意権付与の必要性を厳格に審査		
○ 裁判所において、後見事案についても、代理権行使の必要性が余りなくなった場合、市民後見人等へのリレーや日常生活自立支援事業の併用により、意思決定支援による支援が優先される運用を実施	○ 前記のとおり、民法上、後見人等の辞任・選任によって後見人等を交代（辞任による市民後見人等へのリレーを含む）することは可能。 ○ 民法及び家事事件手続法において、後見人等の判断によって日常生活自立支援事業を併用すること自体を否定する規定は見当たらない。	民法第844条、第846条
○ 裁判所において、判断能力の評価で、社会的能力（支援による意思決定の可能性）を重視し、後見から保佐・補助への柔軟な移行、保佐・補助における代理権・同意権の取消しを積極的に検討	○ 民法上、家庭裁判所が本人の判断能力について審査するものとされている（ただし、民法及び家事事件手続法において、後見等を開始する場合、後見等開始の審判を取り消す場合、保佐・補助における代理権・同意権の付与の審判を取り消す場合には、本人等の申立てが必要とされており、職権で取り消すことはできないことから、申立てがされなければ裁判所がこれらの検討をすることはできない。）。	民法第7条、第10条、第11条、第14条、第15条、第18条、第19条、第876条の4第3項、第876条の9第2項 家事事件手続法第119条

運用改善に関する主な委員意見（概要）と関連規定に基づく対応の可否

3　審判期間の有期化（もしくは更新期間の設定）に関する意見

※関連規定の列挙及び関連規定に基づく対応の可否は、法務省で記載

運用改善に関する主な委員意見（概要）	民法及び家事事件手続法に基づく対応の可否	関連規定
○ 裁判所において、開始審判時に評価時期・評価課題を定め、成年後見制度の利用の必要性や後見人等の適性を評価。これにより、２の各運用を確保	○ 民法及び家事事件手続法において、左記のような運用を否定する規定は見当たらない（ただし、民法及び家事事件手続法において、精神上の障害による判断能力が不十分である状態が継続している限り、後見等開始の審判を取り消すことはできないこと、後見等を開始する場合、後見等開始の審判を取り消す場合、保佐・補助における代理権・同意権の付与の審判を取り消す場合には、本人等の申立てが必要とされており、職権で取り消すことができないことについては前記のとおり。）。	民法第10条、第11条、第14条、第15条、第18条、第843条第4項、第844条、第846条、第847条、第863条、第876条の4第3項、第876条の9第2項

4　後見等報酬に関する意見

※関連規定の列挙及び関連規定に基づく対応の可否は、法務省で記載

運用改善に関する主な委員意見（概要）	民法及び家事事件手続法に基づく対応の可否	関連規定
○ 裁判所において、後見人等が有する専門性や実施した業務内容に応じた報酬額を審判	○ 後見人等の報酬額の決定は、裁判官が個々の事案において個別具体的な事情を踏まえて判断すべき裁判事項であり、家庭裁判所の合理的な裁量により、後見人等や本人の資力以外にも、あらゆる事情を考慮することが可能である。したがって、裁判官が左記のような事情を考慮して判断をしたとしても、これを否定する規定はない。	民法第862条
○ 裁判所において、後見人等が行った事務の内容や負担の程度だけではなく、後見人等の質、後見人等の属性（専門職か否か）、後見人等が専門職団体の研修を受講したか否か、本人の財産の多寡も評価して報酬額を審判		民法第862条
○ 裁判所において、十分な担い手の給源がない地域、中核機関が整備されていない地域、柔軟な交代ができずやむを得ず後見人等を継続しなければならない地域等の状況も踏まえ、報酬額を審判		民法第862条

参考：成年後見制度に関する民法等の規定（抜粋）

開始

民法

第７条　精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

第11条　精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。

第13条②　家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

第15条①　精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又は第十一条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

②　本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。

第17条①　家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、第十三条第一項に規定する行為の一部に限る。

②　本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。

第19条①　後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない。

②　前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときについて準用する。

第843条④　成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

876条の4①　家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

②　本人以外の者の請求によって前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。

第876条の9①　家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求によって、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

②　第八百七十六条の四第二項及び第三項の規定は、前項の審判について準用する。

参考：成年後見制度に関する民法等の規定（抜粋）

開始

家事事件手続法

第119条①　家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ、後見開始の審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

②　家庭裁判所は、成年被後見人の精神の状況につき医師の意見を聴かなければ、民法第十条の規定による後見開始の審判の取消しの審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第120条①　家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（第一号から第三号までにあっては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。ただし、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人については、その者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。

一　後見開始の審判　成年被後見人となるべき者

②　家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一　成年後見人の選任の審判　成年後見人となるべき者

第121条　次に掲げる申立ては、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

一　後見開始の申立て

二　民法第八百四十三条第二項の規定による成年後見人の選任の申立て

三　民法第八百四十五条の規定により選任の請求をしなければならない者による同法第八百四十三条第三項の規定による成年後見人の選任の申立て

第123条　次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者（第一号にあっては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。

一　後見開始の審判　民法第七条及び任意後見契約法第十条第二項に規定する者

二　後見開始の申立てを却下する審判　申立人

三　後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判　民法第十条に規定する者

四　成年後見人の解任の審判　成年後見人

五　成年後見人の解任の申立てを却下する審判　申立人、成年後見監督人並びに成年被後見人及びその親族

監督

民法

第863条①　後見監督人又は家庭裁判所は、いつでも、後見人に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができる。

②　家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、被後見人の財産の管理その他後見の事務について必要な処分を命ずることができる。

参考：成年後見制度に関する民法等の規定（抜粋）

終了等

民法

第10条　第七条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人（未成年後見人及び成年後見人をいう。以下同じ。）、後見監督人（未成年後見監督人及び成年後見監督人をいう。以下同じ。）又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければならない。

第14条①　第十一条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。

②　家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

第18条①　第十五条第一項本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。

②　家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第一項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

③　前条第一項の審判及び第八百七十六条の九第一項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

第844条　後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。

第846条　後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、これを解任することができる。

第847条　次に掲げる者は、後見人となることができない。

一　未成年者
二　家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
三　破産者
四　被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
五　行方の知れない者